

犯行予告

「犯行予告」とは

「犯行予告」とは、殺人や放火、爆破、テロ、誘拐、暴行など何らかの犯罪を行うことを予告することで様々な被害を発生させる犯罪行為のことであり、「犯罪予告」ともいう。

場所・日時などを特定した爆破予告や、個人名などを名指した上での殺傷予告などが行われると、心理的な圧迫を受けると共に、万一の場合に備えて警備や警戒が必要となり、実際の犯行には及ばなくても多大な心理的・経済的被害が生じる。

通常は脅迫罪に問われるが、爆破予告や無差別殺害予告の場合、脅迫の対象が広範囲に及ぶため業務妨害などに問われることもある。

例えば、「〇〇を〇日までに刺し殺す」など特定の個人を脅迫した場合は脅迫罪に問われるが、「〇〇小学校の児童を皆殺しにしてやる」など暴力的な表現を用いて犯行予告を行うと、学校に警備や登下校の付き添い、見回りなどを強いることで通常の業務を妨害することになるため威力業務妨害罪に問われる。

さらに、「空港に爆発物を仕掛けた」など嘘の情報などを用いて業務を妨害した場合には偽計業務妨害罪に問われることになる。

また、これらの項目に当てはまらなくても、いたづら目的でやった場合は軽犯罪法違反（業務妨害）となる。

「犯行予告」の手法

インターネットが普及する以前の犯罪予告は対象者に手紙を送りつけたり、電話をかけたりのが一般的であった。このような犯行予告の場合は、自らが罪を犯しているという自覚の元に犯行が行われ、多くが確信犯である。

しかし、インターネットが普及すると、メールや掲示板、チャットなど様々なコミュニケーションツールで犯罪予告が書き込まれる事例が増え、逮捕者も続出している。これらの犯罪者には、犯行の自覚が乏しい場合も多く見られる。インターネットは気

軽に情報発信できるが故に、「こんなことで逮捕されるとは思わなかった」、「いたづらのつもりだった」などと自らが犯罪を行っているという意識に欠けるからである。

当然、子どもたちがこのような犯罪を行うことも考えられ、実際小学生が犯行予告の書き込みを行って補導される事例も少なくない。

インターネットによる情報発信の気軽さや便利さは、逆に犯罪を未然に押しとどめることができない状況を生み出しているのである。

予告者による犯行

犯行予告を行った者が、実際に犯行を行うこともある。平成 12 年 5 月に起きた「西鉄バスジャック事件」では、犯人が「2ちゃんねる」の早い時期からのユーザーで、犯行を行う前に掲示板サイト「2ちゃんねる」に予告ととれる書き込みを行っている。

平成 20 年 6 月の秋葉原通り魔事件でも携帯サイトの掲示板で予告が行われており、犯行直前までの経過が詳細に実況されている。この犯人は以前から掲示板に書き込みを行い、最初のうちは犯人に共感する者や忠告する者も現れている。しかし、犯人の書き込みがエスカレートし、ついに犯行予告の書き込みがなされるに至ったことで、この掲示板への参加者から批判されたり放置されたりするようになった。犯人は自分の書き込みを無視されたと思いきみ、実際の犯行に走らせたのかもしれない。

ネット社会の到来に伴い、犯行予告が従来の加害者・被害者の関係だけでなく、コミュニティの参加者という第三者が加わることで、犯罪を押しとどめるのではなく、逆に犯人を凶行に駆り立ててしまう劇場型犯罪の可能性も否定できない。